

ユ
リ
ス

お知らせ版

**平成24年成人式は
1月8日の日曜日**

平成24年成人式を次のとおり開催いたします。

▼日時＝平成24年1月8日

▼受付＝午前9時～9時40分

▼式典＝午前10時開始

▼会場＝上三川町体育センター（上三川中学校南側）

▼新成人＝平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方

▼その他＝町内在住、町内の中学校を卒業された新成人の皆さんには、10月中に案内状を送付しています。まだ、届いていない場合は、生涯学習課までご連絡ください。

中学校を卒業された新成人の皆さんには、10月中に案内状を送付しています。まだ、届いていない場合は、生涯学習

課までご連絡ください。また、町外の方、転出された方も参加できますが、案内状を送付する都合上、事前に生涯学習

課までご連絡ください。

▼問い合わせ先＝
生涯学習課 生涯学習係
☎ 569159

▼問い合わせ先＝
障がい者控除対象者認定書交付について
所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい（または特別障がい）に該当する場合、障がい者控除を受けられます。満65歳以上で障がいのある方は、手帳がなくても、これらの障がいに準ずる者として、町長が発行する「障がい者控除対象者認定書」を申告時に提出することで障がい者控除を受けることができます。

上で、要介護認定を受けている知的障がい、又は身体上の障がいのある方

※入居には、家賃の3か月分の敷金が必要です。
下町第一 19,900円
↓39,000円

ることができます。お済みでない方は、お早めにお手続きください。
▼問い合わせ先＝
福祉課 福祉人権係
☎ 569128
 Fax 566868

※入居には、家賃の3か月分の敷金が必要です。
下町第一 19,900円
↓39,000円

ることができます。お済みでない方は、お早めにお手続きください。
▼問い合わせ先＝
福祉課 児童福祉係
☎ 569130

ことで障がい者控除を受けることができます。

▼問い合わせ先＝
都市建設課 管理係
☎ 569146

平成23年10月より子ども手当制度が変わったことにより、10月以降も引き続き手当を受給するためには、支給要件を満たす全ての方について、認定請求の手続きが必要です。9月末まで認定請求書を発送し、11月から受け付けをしています。

平成24年3月末までに提出をすれば、10月分より受給す

町営住宅入居者募集

▼募集住宅＝

愛宕町営住宅 3DK 2戸
下町第二町営住宅 3DK 1戸

▼受付期間＝12月1日（木）～15日（木）（土日祝日を除く。）

▼対象者の条件＝①町内に住所を有する65歳以上で、障がい福祉サービス受給者証を受けている知的障がい、又は、身体上の障がいのある方
②町内に住所を有する65歳以

子ども手当認定請求はお済みですか

都市建設課 管理係
☎ 569146

**リフォーム・増改築・外構・エクステリアなら
カラーズにおまかせ下さい**

栃木市総合運動公園前

お問い合わせは
(株)カラーズ イイクラシハヤクコイ
☎ 0120-119895

小さな工事もお任せ下さい
ご相談・お見積無料です
しつこい営業は致しません

15日（木）（土日祝日を除く。）

受付時間＝12月1日（木）～15日（木）（土日祝日を除く。）

受給していた方には、10月末に認定請求書を発送し、11月から受け付けをしています。

平成24年3月末までに提出をすれば、10月分より受給す

栃木市野中町 1382-2 営業時間／9:00～19:00 水曜定休日

お知らせ版

税務署からのお知らせ

～公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について～

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

ただし、該当する方であっても、例えは医療費控除や東日本大震災による雑損控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。又、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※該当する方であっても町県民税の申告は必要です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

宇都宮税務署本庁舎における業務再開のお知らせ

宇都宮税務署は、耐震改修工事完了に伴い、仮庁舎から従来の本庁舎（仮庁舎移転前の庁舎）へ移転（復帰）し、平成23年12月26日（月）から本庁舎において業務を再開します。

なお、駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮願います。

▼問い合わせ先=宇都宮税務署

〒320-8655

宇都宮市昭和2-1-7

☎028（621）2151

（自動音声案内）

廃棄物の野外焼却は禁止です！

●違反すると、5年以下の懲役、又は、1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

プラの正しい分別のお願い

●野外焼却は次の例外を除いて禁止されています。火災などの予防や農業を営む上で必要なもの、たき火などの軽微なもの、風俗習慣・宗教上の行事

※これらの場合でも周囲の迷惑にならないよう注意して行ってください。また、ビニール等は有害な物質が発生し、危険ですので絶対に燃やさないでください。

「プラ」（プラスチック製容器包装）の収集をしていること、最近、梱包用プラスチックバンドやブルーシートなど容器包装ではないプラスチック製品や生ごみの混入が増えています。

異物が混入していると、リサイクルがうまく出来ません。もう一度、プラの分別方法を確認し、適正な分別にご協力ください。

いでください。
▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係
☎028-9131

協力ください。

① プラマークがあるものが対象です。（発泡スチロールも「プラ」です。）

② 中身を完全に使い切り、汚れを取り除く。

③ 透明か半透明の袋に入れます。（白色トレイとは別にする。）

異物が混入していると、うまいりサイクルできません。

※判別が難しい紙は「その他」には入れないでください。

■問い合わせ先

住民生活課 生活環境係
☎028-9131

「その他の紙」の分別について

「その他の紙」に生ごみや使用済みのティッシュ、紙おむつなどの混入が目立ちます。

（生ごみ、使用済みのティッシュ、紙おむつは「燃やせるごみ」です。）

まくりサイクルできません。

※判別が難しい紙は「その他」には入れないでください。

なお、適正な分別がされていないステーションは町のごみ分別指導員による調査・指導を行っていますので、左記までお問い合わせください。

■問い合わせ先

住民生活課 生活環境係
☎028-9131

宇都宮市夜間・休日救急診療所

- 受付は、原則終了時間の30分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間診療の午後0時～午後1時は、なるべく避けてお越しください。
- 診療開始直後は混み合うことがあるため、待ち時間が長くなりますのでご了承ください。

場所=宇都宮市竹林町968 ☎028-625-2211(代)

	診療科目	受付時間
夜間	内科・小児科	午後7時30分～翌朝午前7時
	歯科	午後7時30分～午前0時
休日昼間	内科・小児科・歯科	午前9時～午後5時



平成 24 年度小山広域保健衛生組合入札参加者審査資格の追加申請について

▼受付期間=平成24年1月10日(火)～1月31日(火)(必着)(土日祝日を除く)

▼提出方法=郵送(郵便書留)(持参ではありませんのでご注意ください。)

※小山広域保健衛生組合管内市町に本店又は支店及び営業所を有する方は持参による提出もできます。

▼提出先=〒323-0043

栃木県小山市大字塩沢604番地

小山広域保健衛生組合

総務課 管理係 宛

▼申請書類及び申請要綱の入手方法=申請書は、小山広域保健衛生組合総務課窓口(無料)又は小山広域保健衛生組合のホームページ

(<http://www.city.oyama.tochigi.jp/kouiki/>)にて入手できます。

▼問い合わせ先=

小山広域保健衛生組合

総務課 管理係

☎0285(22)3228

下流の住民に迷惑をかける恐れがあります。
そのため、浄化槽の所有者(管理者)は浄化槽法に基づき、1年に1回、浄化槽が適正に管理され、正しく機能しているか確認するために、定期検査(11条検査)を受けることが義務付けられています。

現在使用している浄化槽の使用を廃止したときは、その所の協力を得て、個人町県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者(事業者)にご協力を依頼させていただきます。下水道へ接続した等、浄化槽の使用を廃止した場合は忘れずに提出してください。

現在使用している浄化槽の使用を廃止したときは、「使用廃止届出書」を提出してください。

のような場合には、県税事務所の協力を得て、個人町県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者(事業者)にご協力を依頼させていただきます。給与所得者との間で、給与支払者が徴収することになります。

この協力は、個人町県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者(事業者)にご協力を依頼させていただきます。下水道へ接続した等、浄化槽の使用を廃止した場合は忘れてはなりません。

▼問い合わせ先=

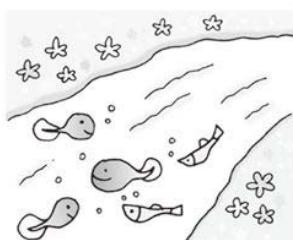
税務課 住民税係

☎0285(22)3228

浄化槽の定期点検を受けている皆さんへ

浄化槽は適正に管理するこ

とはもちろんですが、正しく使われないと悪臭が発生したり、川を汚したりして近所や



▼問い合わせ先=

上下水道課 業務係

☎0285(22)3168

浄化槽の定期点検を受けている皆さんへ

浄化槽は適正に管理するこ

とはもちろんですが、正しく使われないと悪臭が発生したり、川を汚したりして近所や

▼問い合わせ先=

税務課 資産税係

☎0285(22)3223

家屋を取り壊したら
固定資産税は毎年1月1日
現在、土地・家屋・償却資産
を所有している方に課税され
ます。

町では、家屋の新築・増築・
取り壊しの調査に努めています
が、特に取り壊しの場合、
把握できないことがあります
ので、家屋を取り壊した方又
は取り壊す予定のある方は、
税務課までご連絡ください。

▼問い合わせ先=

特別徴収制度

所得税は給与から源泉徴収

されているけれども、個人町
県民税は徴収されていないと
いうことはありませんか。こ

給与所得者に係る個人住民税の特別徴収
の徹底について
給与所得者の個人町県民税
は、給与支払者が徴収すること
になっています。給与所得
者の個人町県民税について
は、地方税法の規定により、
給与支払者(事業者)が、給
与の支払をする際に、毎月徴
収して、市町村に納入しなけ
ればなりません。

浄化槽の定期点検を受けている皆さんへ

浄化槽は適正に管理するこ
とはもちろんですが、正しく
使われないと悪臭が発生した
り、川を汚したりして近所や

小山地区夜間休日急患センター

- 受付は、原則終了時間の30分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 事前に電話をしてから受診してください。
- 診療開始直後は混み合うことがあるため、待ち時間が長くなりますのでご了承ください。

場所=小山市若木町1-1-5(小山市民病院内1階北西部) ☎0285-23-6832

	診療科目	受付時間
平日夜間	内科・小児科	午後7時～午後10時
休日夜間	内科・小児科・外科	午後6時～午後9時
休日昼間	内科・小児科・外科	午前10時～正午・午後1時～午後5時



お知らせ版

今月の納期

固定資産税都市計画税 第3期
国民健康保険税 第6期
後期高齢者保険料 第6期
(12月26日)
連絡先=税務課 納税係 ☎569121

今月の休日納税相談

期日=12月25日(日)
時間=午前8時30分~正午
場所=1階 税務課窓口
連絡先=税務課 納税係 ☎569121

法律相談

日時=12月18日(日)
午前10時~午後1時(1人20分)
場所=いきいきプラザ共用相談室
相談員=栃木県弁護士会弁護士
申込期間(予約制)=12月1日(木)~16日(金) 平日のみ(先着9人まで)
費用=無料
連絡先=福祉課 福祉人権係 ☎569128 FAX566868

犯罪被害相談

日時=平日午前10時~午後4時
費用=無料
連絡先=被害者支援センターとちぎ ☎028-643-3940

火災情報

火災情報は…☎537311へ

犬・猫に関する相談は
県動物愛護指導センターへ
(☎028-684-5458)

交通事故巡回相談

日時=12月14日(水) 費用=無料
場所=真岡市総合福祉保健センター
連絡先=栃木県交通事故相談所
☎028-623-2188

上三川町交通事故発生状況

	件数	負傷者数	死者数
9月	14件	17人	0人
10月	15件	25人	0人

借錢で悩んでいませんか?

関東財務局宇都宮財務事務所では、借錢でお困りの皆さんからの相談を無料でお受けしています。

相談の秘密は必ず守ります。一人で悩まないで、まずはお電話ください。

▼相談受付日時||月||金曜日
(祝日を除く)
午前8時30分~正午、午後1時~4時30分
▼費用||無料

所
関東財務局宇都宮財務事務所
☎028(633)6221

法的トラブルで困ったときには

法的な困りごとは、まず、法テラスにお電話ください。

解決に役立つ情報を提供したり、法律相談の窓口を紹介します。また、資力の乏しい方に対するは、無料で法律相談を行い、裁判、調停、交渉の代理人として弁護士・司法書士を依頼する必要がある場合には、審査のうえ、弁護士等を紹介し、その費用を立て替えます。

▼問い合わせ先||
法テラスサポートダイヤル
☎0570(07)8374

間
午前8時30分~正午、午後1時~4時30分
▼費用||無料

5

▼日時 毎月10日、午前8時~11日の午前8時まで、24時	午後1時30分~4時30分
▼場所 とちぎ福祉プラザ	(午後1時受付開始)
1階多目的ホール	（宇都宮市若草1-10-6）
定員 200名（先着順）	※通話料金無料
参加費 無料	▼問い合わせ先 栃木いのちの電話 ☎028(622)7970

自殺予防いのちの電話

死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。また、周囲にこのようないる方がいるときなどにお電話ください。

▼日時||毎月10日、午前8時~11日の午前8時まで、24時
午後1時30分~4時30分
▼問い合わせ先||
法テラスサポートダイヤル
☎0120(738)556

間
午前8時30分~正午、午後1時~4時30分
▼費用||無料

0120(738)556

福祉サービス第三者評価事業普及啓発シンポジウム

▼申込締切||平成24年1月13日(金)

▼申し込み・問い合わせ先||
とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

☎028(621)1234



福祉サービス第三者評価事業普及啓発シンポジウム

▼申込締切||平成24年1月13日(金)

▼申し込み・問い合わせ先||
とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

☎028(621)1234